

条例公示第 7 号

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会条例

(設置及び目的)

第 1 条 宗祖聖人墳墓の地たる大谷祖廟及び東大谷墓地の総合整備（以下「総合整備」という。）に関する事業について、宗務審議会「大谷祖廟総合整備に関する委員会」答申に示された基本構想に基づき、その推進に必要な事項について調査及び審議するため、大谷祖廟及び東大谷墓地に関する総合整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 総合整備総計画に関する事項
- (2) 総合整備工事の設計及び施工監理業者の選定に関する事項
- (3) 総合整備工事の施工業者の選定に関する事項
- (4) 総合整備事業の周知に関する事項
- (5) 納骨及び仏事を縁とした開教の取り組みに関する事項

(6) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から宗務総長が委嘱した委員
1 5 人以内で組織する。

(1) 宗議会議員

(2) 参議会議員

(3) 学識経験のある者又は宗務に経験のある者

2 前項第 1 号及び第 2 号による委員の任期は、それぞれ当該役職の在職
中とする。ただし、委員の任期が終っても後任者が就任するまで在任す
る。

3 第 1 項第 3 号による委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定
める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を
代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、宗務総長が招集する。

(議事及び議決)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことがで
きない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数の
ときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第 7 条 委員会の議決は、その都度、委員長から宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

2 宗務総長は、何時でも会議の内容について報告を求めることができる。
(内局員等の会議への出席)

第 8 条 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人)

第 9 条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、大谷祖廟事務所が行う。

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。